

4月からの市税・水道料金および下水道使用料

# コンビニエンスストアでも 納付できます

市税（市・県民税〔普通徴収〕、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）と水道料金および下水道使用料の納付書で、バーコードが印字されている納付書は、4月から次の全国のコンビニエンスストアで曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できるようになります。

また、この納付書で岐阜県、愛知県、三重県、静岡県内の郵便局でも納付ができるようになります。

## 納付ができる主なコンビニエンスストア（全国のコンビニ 22 社）

ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア）  
サークルK、セブンイレブン、ココストア、サンクス、ミニストップ、タイムリー など  
納付書裏面に記載のある全国のコンビニエンスストア



次のような場合はコンビニエンスストアでは納付ができませんので、今までどおり市役所・各連絡所、金融機関の窓口で納付してください

- ①各期(全期前納を含む)の納付金額が 30 万円を超える場合
  - ②コンビニエンスストア用バーコードが印字されていない場合
  - ③納付期限を過ぎた場合
  - ④汚れなどによりバーコードが読み取れない場合
  - ⑤督促状、口座振替不能通知書で納付する場合
- ※③と⑤の場合は、郵便局での納付もできません

※コンビニエンスストアで納められるときは、納められる納期分の納付書だけを提出してください

税務課 内線 212 • 水道課 内線 322 • 下水道課 内線 294

## 軽自動車、二輪車などの異動手続きはお済みですか？ 税務課 内線 211

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪車などの所有者に課税されます。

廃車・名義変更・盗難などの異動がある場合は、3月30日(金)までに手続きをしてください。  
車種によって手続き窓口が異なりますので、下の表を参考にしてください。

車種	手続き窓口	電話番号
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 (農耕用車両など)	税務課収納税制係	25・2111 (内線 211)
二輪車 (125cc を超えるもの)	中部運輸局岐阜運輸支局	050・5540・2053
軽自動車 (三輪・四輪)	岐阜県軽自動車協会	058・279・1561